

1. 竜巻被害における被災者支援について

具体的な検討課題

○ 竜巻被害における被災者支援施策に関しては、被害の状況等に応じて、現在ある各種支援施策を、迅速かつ的確に行っていくことが重要と考えるがどうか。竜巻に特化した特別の対応策を講じる必要があるか。

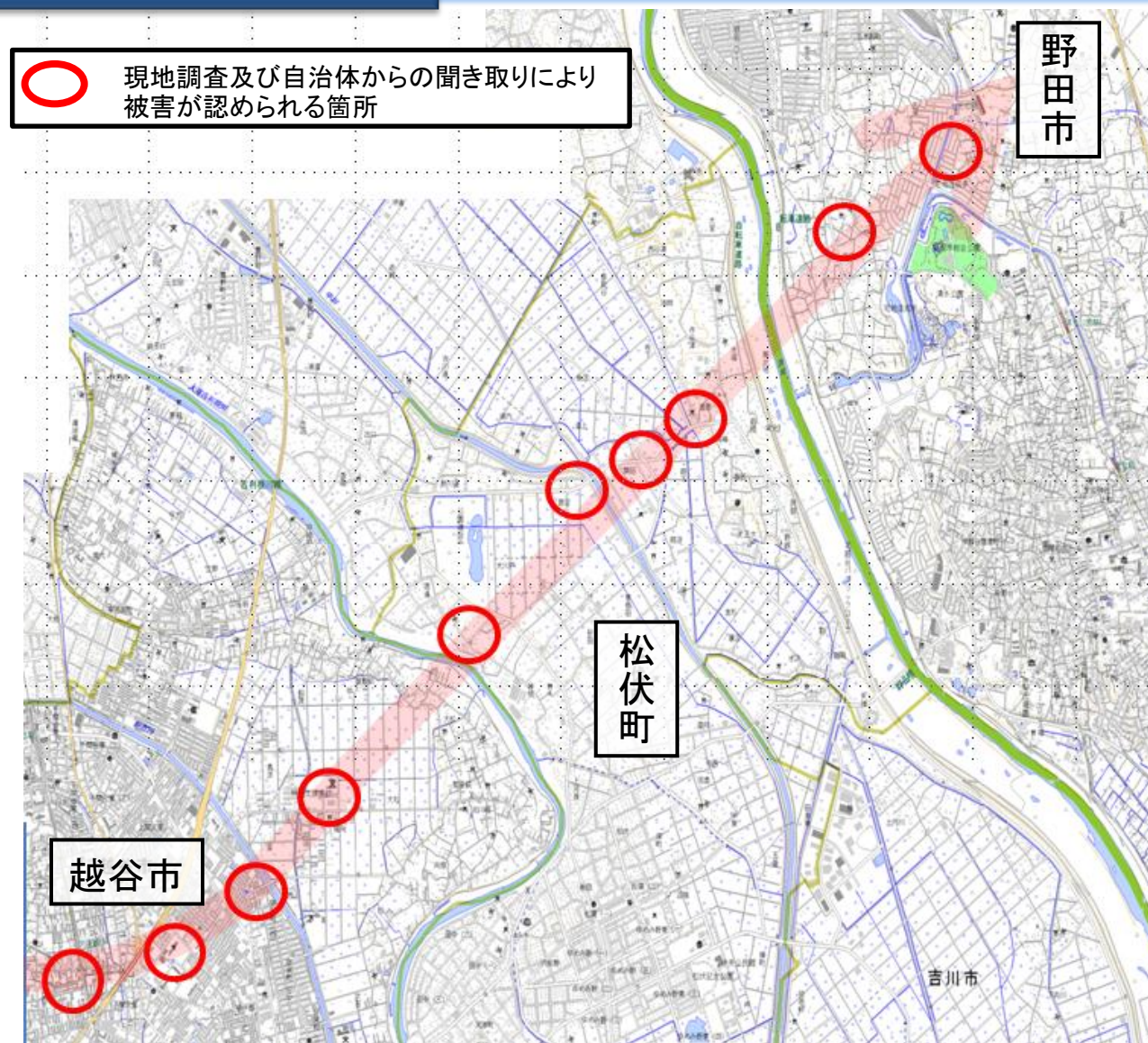
※ 特別の対応策の例：竜巻に特化した全く新たな支援施策の実施、竜巻被害の場合の支援要件の緩和など

【現状等】

- ・ 竜巻被害は一つの竜巻によって発生した災害であり、被災者支援を行うに当たっては、被災者生活再建支援法や災害救助法のように「市町村」ごとの要件ではなく、一つの竜巻被害による被災者全員に公平に支援すべき、との指摘が出ている。
- ・ しかしながら、地震や台風なども同様に一つの自然現象による災害であり、また、その被害の内容も、他の災害と同様の人的・物的被害（住民の死傷、家屋被害等）となっている。

平成25年9月2日及び4日の竜巻等による被害状況等について

1. 進路



平成25年9月2日及び4日の竜巻等による被害状況等について

2. 人的・住家被害の状況(平成25年11月7日時点)

市町村名		人口(人)	全壊 世帯数	大規模半壊 世帯数	半壊 世帯数	備考(一部損壊)・非住家
北海道	苫小牧市	173,406				一部損壊1
栃木県	宇都宮市	511,296				一部損壊2
	鹿沼市	102,357				一部損壊21
	塩谷町	12,561				一部損壊6
	矢板市	35,358				一部損壊61
埼玉県	さいたま市	1,222,910				非住家1
	越谷市	326,423	30	60	140	調査中
	松伏町	31,160	1	3	5	
千葉県	野田市	155,446	1	1	4	
三重県	伊勢市	130,228			1	一部損壊28
高知県	宿毛市	22,610				一部損壊1
合計			32	64	150	

災支

災

※各都県への照会結果

平成25年9月2日及び4日の竜巻等による被害状況等について

3. 災害救助法の適用

・埼玉県は、いずれも、多数の者が生命等に危害を受けるおそれが生じており、避難して継続的な救助が必要なことから、越谷市と北葛飾郡松伏町に災害救助法を適用(適用決定日:9月2日、適用日:9月2日)

4. 被災者生活再建支援法の適用

・埼玉県は、越谷市に被災者生活再建支援法を適用(適用決定日:9月5日、適用日:9月2日)

※備考

- 災害救助法の適用を受け、埼玉県内の関係金融機関等に対し、日本銀行と財務省関東財務局の連名で「9月2日に発注した突風等かかる災害に対する金融上の措置について」を発出し、預金の払戻時の柔軟な取扱い等、被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずるよう要請(9月2日)
- 災害救助法の適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の督促状及び督促状の送付を停止する措置を実施(9月3日埼玉県越谷市、同北葛飾郡松伏町)
- 災害救助法の適用を踏まえ、埼玉県に係る被災中小企業者への対応として、窓口における親身な対応、資金の円滑な融通等を要請する通知文書を財務省、中小企業庁等の連名で日本政策金融公庫等に対し発出。(9月3日)
- 災害救助法の適用を踏まえ、埼玉県において被災中小企業者対策として、特別相談窓口の設置、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等、小規模企業共済災害時即日貸付の適用の措置を講じた。(9月3日)
- 災害救助法の適用を踏まえ、埼玉県における関係金融機関に対し、通帳等を紛失した預貯金者等に対する応急措置の要請通知を発出。(9月3日)

平成24年5月に発生した突風等による被害状況等について

1. 進路



資料) つくば市資料

平成24年5月に発生した突風等による被害状況等について

2. 被害状況等(平成24年8月6日時点)

市町村名		人口 (人)	全壊 世帯数	大規模半壊 世帯数	半壊 世帯数	備考
茨城県	つくば市	214,541	77世帯	29世帯	135世帯	一部損壊245世帯
	常総市	65,087				一部損壊12世帯
	常陸大宮市	44,768			1世帯	一部損壊3世帯
	筑西市	108,035				一部損壊113世帯
	桜川市	45,339			1世帯	一部損壊16世帯
合計			77世帯	29世帯	137世帯	



市町村名		人口 (人)	全壊 世帯数	大規模半壊 世帯数	半壊 世帯数	備考
栃木県	真岡市	81,511	5世帯	1世帯	8世帯	一部損壊106世帯
	益子町	24,121	7世帯	2世帯	24世帯	一部損壊186世帯
	茂木町	14,461		6世帯	1世帯	一部損壊124世帯
	市貝町	11,969				1棟 (非住家) の被害報告有
合計			12世帯	9世帯	33世帯	



【主な人的被害】

<死者>

- ・茨城県:つくば市において倒壊家屋の下敷きにより14歳男性(中学3年生)が死亡
- ・埼玉県:桶川市において11歳女兒が落雷により死亡
- ・富山県:魚津市において64歳男性が落雷により死亡

<重傷者>

- ・栃木県:益子町のゴルフ場において、カートが飛んできたことにより40歳代女性が負傷

平成24年5月に発生した突風等による被害状況等について

3. 災害救助法の適用

- ・茨城県は、つくば市、常陸大宮市、筑西市及び桜川市に災害救助法を適用(適用決定日:5月7日、適用日:5月6日)
- ・栃木県は、真岡市、芳賀郡茂木町及び益子町に災害救助法を適用(適用決定日:5月8日、適用日:5月6日)

4. 被災者生活再建支援法の適用

- ・茨城県は、つくば市に被災者生活再建支援法を適用(適用決定日:5月8日、適用日5月6日)

※備考

- 災害救助法の適用を受け、栃木県内及び茨城県内の関係金融機関等に対し、日本銀行と財務省関東財務局の連名で「平成24年5月に発生した突風等にかかる災害に対する金融上の措置について」を発出し、災害関係の融資に関する措置を含む、金融上の措置を要請(5月7日)
- 災害救助法の適用を受けた栃木県真岡市、芳賀郡茂木町、芳賀郡益子町及び茨城県つくば市、常陸大宮市、筑西市、桜川市内を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促及び督促状の送付を停止する措置を実施(5月8日)
- 災害救助法の適用を受けた栃木県真岡市、芳賀郡茂木町、芳賀郡益子町及び茨城県つくば市、常陸大宮市、筑西市、桜川市に対し、6月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することを決定(5月15日)。繰上げ交付額は2,292百万円。(5月16日に交付)
- 災害救助法の適用を踏まえ、茨城県及び栃木県に係る被災中小企業者対策として、日本政策金融公庫等における特別相談窓口の設置、災害貸付の適用等の措置を実施。(5月8日適用)
- 災害救助法の適用を踏まえ、茨城県及び栃木県において被災中小企業者対策として、特別相談窓口の設置、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等、小規模企業共済災害時即日貸付の適用の措置を講じた(5月8日)